

士業者に対する疑わしい取引の届出方法等に関する規定の整備

【F A T F 勧告対応法による犯収法の改正内容】

新たに**士業者（行政書士等、公認会計士等、税理士等）**に対し、疑わしい取引の届出を義務付け。

【今回の犯収法施行令における改正内容】

士業者による疑わしい取引の届出事項として、特定事業者の名称、届出を行う理由、特定受任行為の代理等に係る行為又は手続の内容及び士業者において知り得た当該行為又は手続の目的等を定める。〔一部の事項を除き、士業者以外の特定事業者に係る犯収法施行令第16条第2項の規定と同様〕

【今回の犯収法施行規則における改正内容】

- (1) 士業者において疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かを判断するに当たって確認すべき事項として、他の顧客のために通常行う特定受任行為の代理等の態様及び過去に当該顧客のために行った態様等と比較すること等を規定する。
〔士業者以外の特定事業者に係る現行の犯収法施行規則第26条の規定と同様〕
- (2) 士業者において疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かを判断する方法として、特定受任行為の代理等について(1)の項目に従って疑わしい点があるかどうかを確認する方法等を規定する。〔士業者以外の特定事業者に係る現行の犯収法施行規則第27条第1項の規定と同様〕
- (3) 疑わしい取引の届出書等の様式について、士業者以外の特定事業者が用いている現行の様式の一部を変更することにより、各事業者における共通の様式として定める。

【今回の疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則における改正内容】

電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等として、士業者による疑わしい取引の届出を指定